

(3) 教育研究評議会

① 設置の趣旨（目的）及び組織

ア 組織設置の趣旨（目的）

教育研究評議会は、国立大学法人法第 21 条に則り整備された国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則に基づき、次のとおり本学の教育研究に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- ii) 中期計画及び年度計画に関する事項（本法人の経営に関するものを除く。）
- iii) 基本規則（本法人の経営に関する部分を除く。）、学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- iv) 教員人事に関する事項
- v) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- vi) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- vii) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- viii) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ix) その他本学の教育研究に関する重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

教育研究評議会は、学長、学長が指名した理事（1 人）、副学長、附属図書館長、学系長、専攻長、学長が指名した附属学校長（1 人）、学長が指名した教授若干人及び学長が指名した事務系職員若干人で組織されている。教育研究評議会規則において、「監事は、教育研究評議会に出席し、意見を述べるができる。」とされており、毎回、監事に出席を求めている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

教育研究評議会は、原則、第 2 水曜日に開催。令和 2 年度においては、22 回（第 257 回～第 278 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①第 3 期中期目標期間の 4 年目終了時評価における優れた研究業績、②教員人事（教員の選考等）、③学校教育学部令和 3 年度以降の卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針、④名誉教授の選考、⑤大学改革に伴う大学院担当教員審査の取扱い、⑥令和 4 年度以降の「研究科・専攻の目的、設置の趣旨・必要性、養成する人材像」等、⑦国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針の一部改正、⑧大学教員人事計画、⑨任期付教員の休業等取得に伴う任期延長の取扱い、⑩履歴書及び教育研究業績書様式の一部改正、⑪年俸制適用職員における業績評価及び給与の特例、⑫国立大学法人業務実績評価（第 3 期中期目標期間 4 年目終了時評価）、⑬教職大学院認証評価、⑭令和 4 年度以降の「大学院におけるコース・領域・分野の名称、コース・領域の目的」、⑮令和 3 年度概算要求、⑯年俸制適用職員に係る規程の一部改正、⑰大学改革に伴う大学院担当教員審査に係る専門職学位課程担当教員審査基準、⑱令和 4 年度以降の学校教育学部における卒業要件区分及び単位数、⑲令和 4 年度大学院改革における各種プログラム、⑳令和 4 年度大学院改革における学部・大学院接続推進（大

学院授業科目早期履修)プログラム、⑳内地研究員の受入れ、㉑いじめ・生徒指導研究センターの設置、㉒令和4年度以降の「大学院及び学部におけるコース等の構成」、㉓大学間連携協力協定等(福井工業大学、秋田公立美術大学、和洋女子大学等)、㉔赤倉野外活動施設の今後の運営、㉕第4期中期目標・中期計画検討特別委員会の設置、㉖令和4年度大学改革、㉗大学改革に伴う大学院担当教員審査、㉘令和4年度大学院改革における1年制プログラム(専門職学位課程)、㉙令和4年度以降の教職大学院への外国人留学生の受入れ、㉚大学教員人事計画の改定、㉛大学教員学校現場研修における特例、㉜令和4年度大学院改革における定員設定の考え方、㉝上廣道徳教育アカデミーの存続期間更新、㉞第4期中期目標・中期計画の策定、㉟行政手続における書面審議、押印原則、対面主義の見直しへの対応、㊱部局長等の選考、㊲令和4年度以降の「各コースにおける教員選考基準」の策定方法、㊳国立大学法人上越教育大学教育研究評議会規則の一部改正、㊴学則等の改正、㊵令和4年度大学改革に伴う学則等の改正、㊶大学教員人事計画の策定に係る基本方針等の一部改正、㊷経営協議会学外委員の選考、㊸他コース等に係る大学院担当教員審査に係る取扱い、㊹令和3年度年度計画、㊺大学改革戦略会議の設置、㊻令和元年度における自己点検・評価、㊼令和2年度上越教育大学評価基準による自己点検・評価、㊽令和3年度に係る自己点検・評価実施計画、㊾特命アドバイザーの設置、㊿令和4年度大学改革に伴う設置認可に係る申請書類、㉀教育研究評議会の専門委員会における定足数の見直し、㉁特任教員規程の一部改正等であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に令和4年度大学改革について適宜報告・審議し、重点的な検討を行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

教育研究評議会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分な成果を上げている。特に、教員及び事務系職員が一体となった大学運営の観点から、役員、教員及び事務系職員で教育研究評議会を構成している。なお、監事及び学長特別補佐に毎回出席を求め、意見を聴取しているため、本学の運営に関し多様な意見が反映されている。